

B. 地区組手審判員講習・審査会要領

1 講習の進め方

(1) 学科講習

- ①「空手競技規程（組手競技）」及び「全国組手審判員講習会資料」の解説
- ②組手審判員の心構え

(2) 実技講習

- ①ジェスチャー、発声等
- ②組手審判実技（代表者による組手審判実技で講習することを含む。）

2 試験方法

(1) 筆記試験

全日本空手道連盟作成の地区組手審判員用試験(100問)を50分で実施する。なお30分経過すれば試験会場から退場することができるようにする。その際、筆記試験が適正に実施できるよう主管団体が管理する。

(2) 実技試験

受審者が組手審判実技を主審、副審を最低1回行うようにする。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

地区組手審判員用試験（100点満点）を採点する。

(2) 実技試験

- ①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。
- ②審査長は5人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	筆記試験点数	留意点
合格	7点以上	80点以上	
合格	6点	90点以上	筆記試験点数を10点減点し実技試験点数に1点加点する。
合格	10点以上	70点台	実技試験点数を3点減点し筆記試験点数に10点加点する。
不合格	上記に該当しない者、実技試験が6点未満あるいは筆記試験が70点未満の者は不合格とする。		

5 その他

- (1) 審査長は、別の様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。

- (2) 更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとすることもできる。
- (3) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

F. 地区形審判員講習・審査要領

1 審査員・講師の構成

全空連専務理事が任命した2級資格審査員以上5名とし、審査長は1級資格審査員とする。

2 講習の進め方

(1) 学科講習

ア 「空手競技規程（形競技）」、「形審判の見方（判定基準）」、「形競技ルール補足及び申し合わせ事項」の解説

イ 形審判員の心構え

(2) 実技講習

ア 形審判員の基本

「空手競技規程（形競技）」、「形競技ルール補足及び申し合わせ事項」等に基づいて、基本的な事項について指導する。

イ 形の評価

第2指定形8つにつき個々の演武者の演武に対し、講師より評価点を示し、基準点のあり方について適正な指導をする。

① 講師、受講生は評価の点数を5.0～10.0までの間とし、**0.1**きざみで演武者の形を評価する。反則の場合は0.0とする。

②担当講師より、技の細部にわたり、形のポイント、減点・加点箇所を指摘する。

空手道教範、指定形DVD、空手競技規程（形競技）、形審判の見方（判定基準）の基本的事項等に基づく。

③一人の形演武終了ごとに審査員同士で点数を整理する。

④受講生に点数を聞く。

⑤講師で整理した評価点を告げる。その際、留意点も告げる。

⑥講師の評価点による演武者の順位を告げる。

3 試験方法

(1) 筆記試験（※B級のみ実施）

全日本空手道連盟作成の地区形審判員用試験(50問)を50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう主管団体が管理する。

(2) 実技試験

①評価実技試験

受審者は各演武者が演武する実技講習の時と違う、以下の指定形8つを点数(5.0～10.0までの間)で評価し、順位を付ける。

A級：第2指定形

B級：第1指定形

②形実技試験

以下の形を演武する。

A級：第1指定形

「セーパイ」

「カンクウダイ」

「セイエンチン」

「チントウ」

B級：第1指定形

「サイファ」

「ジオン」

「バッサイダイ」

「セイシャン」

4 試験の採点方法

(1) 筆記試験

全空連作成の地区形審判員試験(100点満点)を採点する。

(2) 実技試験

①審査員5名の各演武者に対する評価点の平均値を求め、これを採点平均値とする。

②採点平均値を用いて演武者の順位を確定し、これを採点順位とする。

③5の合否判定に関する表を用いて採点する。

④形実技試験については地区形審判員指定形審査判定基準に基づき、段審査要領に準じて審査員が評価し、7点以上を合格とする。

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	加減点値	筆記試験	加減点値
採 点 方 法			90 点以上	1 点加点
	採点平均値より上限、下限の幅が 0. 2 以内の点数	なし	80 点台	なし
	採点順位との差が 2 以内			
	採点平均値より上限、下限の幅が 0. 2 を超える点数	1 点減点	70 点台	3 点減点
	採点順位との差が 3 又は 4			
	採点順位との差が 5	2 点減点		
	採点順位との順位差が 6 又は 7	3 点減点		
合 格	実技と筆記の減点値の合計が 3 点以内は合格とする。			
不合格	実技と筆記の減点値の合計が 4 点以上は不合格とする。 筆記試験が 7 0 点未満は不合格とする。			

6 その他

- (1) 更新者は学科講習、実技講習を受講するものとする。
- (2) 主管団体においては、指定形を演武できる選手を 8 名用意する。
- (3) 審査長は別紙の合格者名簿を全空連に提出しなければならない。
- (4) 試験科目の一部が合格した場合、受審した年度を含めて 3 年間はその科目の試験は免除される。免除期間を終えると改めて全科目を受審しなければならない。

別表 1

種 別	公認段位	技術資格	空手道歴	審判歴	年 齢	区分と資格	
全国組手審判員	4 段以上	公認 空手道 コーチ 1 以上	10 年以上	地 区 組 手 審判取得後 5 年以上	満 25 歳 以 上	A 級	当該年度の審査により認定された者。 全国規模の監査役、主審、副審。
						B 級	全国規模の副審、地区規模の監査役、主審、副審。
地区組手審判員	3 段以上	公認 空手道 コーチ 1 以上	5 年以上	都道府県組 手審判取得 後 2 年以上	満 20 歳 以 上	A 級	当該年度の審査により認定された者。 地区規模の監査役、主審、副審、都道府県の監査役。
						B 級	地区規模の副審。 都道府県の主審、副審。
都道府県組手審判員	2 段以上		3 年以上		満 18 歳 以 上	A 級	都道府県の主審
						B 級	都道府県の副審
C 級			全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和 61 年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員 C 級、地区組手審判員 C 級とする。				

(注 1) 空手道歴は満 15 歳より数える。

(注 2) 平成 28 年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員（現：日本スポーツ協会公認空手道コーチ 1）以上の資格保持を義務付ける。コーチ 1 以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格の C 級に位置付ける。

(注 3) 上記注釈 2 における全国組手審判員 C 級は全国組手審判員 A 級を、地区組手審判員 C 級は全国組手審判員を受審できないものとする。

別表 2

種別		公認段位	審判資格	コーチ資格	年齢	権限
全国形審判員 (注)	A 級	6 段以上	全国形 B 級審判員資格保持者	公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 3 以上の資格保持者	満 36 歳以上	全国規模の審判
	B 級		全国組手審判員・地区形 A 級審判員資格保持者	公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 3 以上の資格保持者		全国規模の審判
地区形審判員 (注)	A 級	5 段以上	地区形 B 級審判員資格保持者	公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 2 以上の資格保持者	満 25 歳以上	地区規模の審判
	B 級		地区組手審判員資格保持者	公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 2 以上の資格保持者		地区規模の審判
都道府県形審判員		3 段以上	都道府県組手審判員資格保持者	公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 1 以上の資格保持者	満 20 歳以上	都道府県の審判

(注) 全国形審判員及び地区形審判員（A 級又は B 級）受審者は当該の全国又は地区形審判員養成講習会を一度は受講しなければならない。